

2026年2月12日

株主各位

大阪市浪速区難波中2丁目10番70号
高田機工株式会社
代表取締役社長 中村 達郎

自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、2025年11月7日開催の取締役会において、自己株式の処分について下記のとおり決議いたしましたので、会社法第201条第3項及び同条第4項の規定に基づき、公告いたします。

記

- | | |
|----------------------|--|
| 1. 処分する株式の種類及び数 | 普通株式 37,400株 |
| 2. 処分金額 | 1株につき金1,097円
※ 2025年11月6日の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値 |
| 3. 出資の目的とする財産の内容及び価額 | 2025年11月7日開催の当社の取締役会決議に基づき、高田機工グループ社員持株会の会員のうち社員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度に同意する当社の社員に付与され、当該社員から高田機工グループ社員持株会に拠出される当社に対する金銭債権合計金41,027,800円（処分する株式1株につき出資される金銭債権の額は金1,097円）を現物出資の目的とする。 |
| 4. 処分期日 | 2026年2月27日 |

以上